

事 務 連 絡

令和2年1月31日

介護保険サービス事業者 様

今治市 健康福祉部 高齢介護課長

高齢福祉施設等における利用者預り金の適正管理の徹底について

平素より、本市介護保険事業の運営に関しまして、ご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

今般、松山市の障害福祉施設において、職員による利用者預り金の着服事案で実刑判決が下されたことを受け、愛媛県より、別添のとおり通知がありました。

各事業所等におかれましては、日頃より適正に管理されていることと思いますが、今後、同様の事案が起きることの無いよう、管理体制の再点検及び適正管理の徹底をお願いいたします。